十一　簡易無線局
十二　構内無線局
十三　気象援助局
十四　特別業務の局（携帯無線通信等を抑止する無線局（無線局根本基準第七条の三に規定する無線局をいう。第十条の二第六号において同じ。）に限る。）
十五　［略］
（運用開始の届出を要しない無線局）
第十条の二　法第十六条第一項ただし書の規定により運用開始の届出を要しない無線局は、次に掲げる無線局以外の無線局とする。
［一～五　略］
六　特別業務の局（携帯無線通信等を抑止する無線局、道路交通情報通信を行う無線局（設備規則第四十九条の二十二に規定する無線局をいう。第四十一条の二の六第二十六号において同じ。）及びＡ三Ｅ電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。）
（定期検査を行わない無線局）
第四十一条の二の六　法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。
［一～二十五　略］
二十六　特別業務の局（道路交通情報通信を行う無線局及びアマチュア局に対する広報を送信する無線局に限る。）

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）
第三条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（無線局の運用開始等の届出） **第二十四条**　法第十六条又は法第二十七条の六第二項の規定による届出をしようとする場合は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。 ［一～六　略］ ２　次の各号に掲げる無線局の免許人は、当該無線局の運用開始の日までに当該各号に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出しなければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とする。 ［一・二　略］ 三　特別業務の局（携帯無線通信等を抑止する無線局（無線局根本基準第七条の三に規定する無線局をいう。）、道路交通情報通信を行う無線局（設備規則第四十九条の二十二に規定する無線局をいう。）及びＡ三Ｅ電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。）　運用規則第百四十条各号に掲げる事項 ［3　略］	（無線局の運用開始等の届出） **第二十四条**　［同上］ ［一～六　同上］ ２　［同上］ ［一・二　同上］ 三　特別業務の局（設備規則第四十九条の二十二に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びＡ三Ｅ電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。）　運用規則第百四十条各号に掲げる事項 ［3　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。